

# しがの魅力再発見・地産地消・食育推進事業費補助金交付要綱

令和4年4月1日付け滋食ブ第166号  
滋賀県農政水産部長通知

## (趣旨)

第1条 知事は、滋賀県内において地産地消の推進、生産者と消費者の交流促進ならびに安全・安心で琵琶湖に優しい「環境こだわり農業」の推進等、農からの食育の推進を図る取組を支援するため、消費・安全対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3消安第7340号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に基づき実施する取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

## (補助対象および補助率等)

第2条 補助対象となる経費および補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

## (事業実施主体)

第3条 事業実施主体は、交付等要綱別表1の1食料安全保障確立対策推進交付金の3地域での食育の推進のとおりとする。

## (交付申請書の添付書類等)

第4条 規則第3条に規定する交付申請書は（別記様式第1号）とし、添付書類、提出部数および提出期日は次のとおりとする。

### (1) 添付書類

- ア 事業実施計画（交付等要綱第6に基づく事業実施計画）
- イ 収支予算書（別記様式第2号の1）
- ウ 役員名簿（別記様式第2号の2）
- エ 誓約書（別記様式第2号の3）
- オ その他知事が必要と認める書類

### (2) 提出部数

2部とする。

### (3) 提出期日

知事が別に定める日までとする。

- 2 補助金の交付の申請をしようとする者は、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

## (補助金の交付の決定)

第5条 規則第6条に規定する補助金の交付の決定は、申請を受けた日から30日以内に行うこととし、その通知は補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により行う。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項に定める申請の取下げをする期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(変更の承認)

第7条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容につき別表に定める重要な変更(補助事業の中止または廃止を含む。)をしようとするときは、事業変更承認申請書(別記様式第4号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(競争入札等)

第8条 補助事業者(地方公共団体を除く)は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付すよう指導しなければならない。ただし、事業の遂行上、一般の競争に付することが困難または不相当である場合は、指名競争に付し、または随意契約をすることができるものとする。

2 補助事業者(地方公共団体を除く)は、前項により契約をしようとするときは、当該契約に係る一般の競争、指名競争または随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関および滋賀県から指名停止の措置等をうけていない旨の申立書(別記様式第5号)の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(状況報告)

第9条 規則第10条の規定により、補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の12月末現在における事業遂行状況報告書(別記様式第6号)を当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が別に定める概算払請求書(別記様式第7号)をもってかえることができるものとする。

(実績報告書の添付書類等)

第10条 規則第12条に規定する実績報告書(別記様式第8号)の添付書類および提出部数は、第4条第1項に規定する交付申請書の添付書類等に準ずるものとする。

2 第4条第2項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して提出しなければならない。

3 実績報告書の提出期日は、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日または補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(概算払)

第11条 補助事業者は、規則第15条に規定する概算払を請求する場合は、概算払請求書(別記様式第7号)によるものとする。

(指 示)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業遅延等報告書(別記様式第9号)を作成し、正副2部を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金の返還)

第13条 規則第17条に定めるもののほか、第4条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第10条の実績報告書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第10条第2項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(別記様式第10号)により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合またはない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定があった日の翌年の5月31日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第14条 補助事業者は、第4条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく申請の取下げ、第7条の規定に基づく計画変更の申請、第9条の規定に基づく状況報告、第10条の規定に基づく実績報告、第11条の規定に基づく支払請求、第12条の規定に基づく遅延等報告または第13条の規定に基づく消費税仕入控除税額の確定に伴う報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(書類の提出)

第15条 知事は、規則およびこの要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(補助金に係る経理)

第16条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(成果の発表)

第17条 知事は、必要があると認めたときは、事業の成果について補助事業者に発表報告させることができる。

(グリーン購入)

第18条 補助事業者は、事業の実施に当たり物品等を調達する場合、「滋賀県グリーン購入基本方針(平成14年4月1日策定)」に沿って、環境物品等の調達に努めるものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金に限り適用する。

別表（第2条、第7条関係）

補助対象経費	事業実施主体	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
<p>事業実施主体が交付等要綱別表 1 の 1 食料安全保障確立対策推進交付金の 3 地域での食育の推進に基づいて行う次の取組に要する経費</p> <p>(1) 食育推進検討会の開催費</p> <p>(2) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催費</p> <p>(3) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進費</p> <p>(4) 食文化の保護・継承のための取組支援費</p> <p>(5) 農林漁業体験の機会の提供費</p> <p>(6) 和食給食の普及費</p> <p>(7) 学校給食における地場産物活用の促進費</p> <p>(8) 共食の場における食育活動費</p> <p>(9) 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組費</p> <p>(10) 食品ロスの削減に向けた取組費</p>	<p>交付等要綱別表 1 の 1 食料安全保障確立対策推進交付金の 3 地域での食育の推進のとおり</p>	<p>定額（当該事業費の 1/2 以内）</p>	<p>—</p>	<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>

別記様式第1号（第4条関係）

令和4年度しがの魅力再発見・地産地消・食育推進事業費補助金交付申請書

番 号  
令和 年 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

申請者 住所  
氏名 （法人にあっては名称および代表者の  
職名・氏名）  
発行責任者・氏名 （自治体にあっては市（町）長の氏名）  
担当者 （法人にあっては発行責任者および担  
当者の氏名）  
（自治体にあっては担当者の氏名）  
連絡先  
電話番号

令和4年度しがの魅力再発見・地産地消・食育推進事業について、しがの魅力再発見・地産地消・食育推進事業費補助金〇〇〇〇〇〇〇円を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

関係書類

- 1 事業実施計画 ※交付等要綱第6に基づく事業実施計画
- 2 収支予算書（別記様式第2号の1）
- 3 役員名簿（別記様式第2号の2）
- 4 誓約書（別記様式第2号の3）

（注）事業実施主体が市町または農業協同組合の場合には、3役員名簿および4誓約書の添付を省略できる。

別記様式第2号の1（第4条、第10条関係）

収 支 予 算 書  
(収 支 精 算 書)

1 経費の配分および負担区分

区 分	総事業費 (A+B)	補助事業に要する 経費（要した経 費）	負担区分		備 考
			県費 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	円	
合 計					

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県費補助金	円	円	円	円	
その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					



別記様式第2号の3（第4条、第10条関係）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

令和 年 月 日

滋賀県知事 宛

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

（ふりがな）

氏 名

〔代表者の生年月日・性別〕

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日 性別（男・女）



別記様式第3号（第5条関係）

番 号  
令和 年 月 日

（宛先）  
申請者

滋賀県知事

令和4年度しがの魅力再発見・地産地消・食育推進事業費補助金交付決定について  
（通知）

令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号をもって交付申請のあった上記の補助金  
については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」と  
いう。）により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付対象となる事業は、令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号 令和4  
年度しがの魅力再発見・地産地消・食育推進事業費補助金交付申請書（以下「申請  
書」という。）で申請のあった令和4年度しがの魅力再発見・地産地消・食育推進事業  
とし、その内容は申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとします。
- 2 補助事業に要する経費および補助金の額は、次のとおりとします。  
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費および補  
助金の額については、別に通知するところによるものとします。  
補助事業に要する経費 金 〇〇〇〇〇〇円  
補助金の額 金 〇〇〇〇〇〇円
- 3 補助事業に要する経費の配分および配分された経費に対応する補助金の額の区分  
は、申請書の記載のとおりとします。
- 4 補助金の額の確定は、補助事業に要した実支出額に2分の1を乗じて得た額と2に  
掲げる補助金の額（変更された場合は変更された額）とのいずれか低い額とします。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年政令  
第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政  
令第255号）、実施要綱、規則およびしがの魅力再発見・地産地消・食育推進事業費  
補助金交付要綱の規定に従わなければなりません。
- 6 補助交付の条件は、前記5に定めるもののほか次のとおりとします。  
（1）前記5の条件に違反した場合には、補助金の全部または一部の返還を求めるこ  
とがあります。  
（2）この補助金に係る帳簿および根拠書類を、補助事業終了の年度の翌年度から起  
算して5年間整理保存しなければなりません。

別記様式第4号（第7条関係）

番 号  
令和 年 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

申請者 住所  
氏名  
（法人にあっては名称および代表者の  
職名・氏名）  
（自治体にあっては市（町）長の氏名）  
発行責任者・氏名  
担当者  
（法人にあっては発行責任者および担  
当者の氏名）  
（自治体にあっては担当者の氏名）  
連絡先  
電話番号

令和4年度しがの魅力再発見・地産地消・食育推進事業費補助金の変更承認申請に  
ついて

令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号で補助金の交付決定通知があった令和  
4年度しがの魅力再発見・地産地消・食育推進事業について、下記のとおり変更したい  
ので、しがの魅力再発見・地産地消・食育推進事業費補助金交付要綱第7条の規定によ  
り、申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

別記様式第5号（第8条関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

令和 年 月 日

[事業実施主体名 氏名] 殿

所在地

商号または名

称

代表者 氏名

発行責任者・氏名

担当者

(法人にあっては発行責任者および担  
当者の氏名)

(自治体にあっては担当者の氏名)

連絡先

電話番号

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関および滋賀県から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局および外局、施設等機関、地方支分局ならびに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令または課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

別記様式第6号（第9条関係）

番 号  
令和 年 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

申請者 住所  
氏名 (法人にあっては名称および代表者の  
職名・氏名)  
発行責任者・氏名 (自治体にあつては市(町)長の氏名)  
担当者 (法人にあっては発行責任者および担  
当者の氏名)  
連絡先  
電話番号 (自治体にあつては担当者の氏名)

令和4年度しがの魅力再発見・地産地消・食育推進事業遂行状況報告書

このことについて、しがの魅力再発見・地産地消・食育推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業実施状況

事業内容	計画事業費 (A)	出来高事業 費 (B)	進捗度 (B/A)	残高事業費 (A-B)	備 考
	円	円	%	円	
合 計					

別記様式第7号（第9条、第11条関係）

番 号  
令和 年 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

申請者 住所  
氏名  
（法人にあっては名称および代表者の  
職名・氏名）  
（自治体にあっては市（町）長の氏名）  
発行責任者・氏名  
担当者  
（法人にあっては発行責任者および担  
当者の氏名）  
（自治体にあっては担当者の氏名）  
連絡先  
電話番号

令和4年度しがの魅力再発見・地産地消・食育推進事業費補助金概算払請求書

令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号で交付決定の通知のあった令和4年度し  
がの魅力再発見・地産地消・食育推進事業費補助金について、しがの魅力再発見・地産  
地消・食育推進事業費補助金交付要綱第11条の規定により、別紙により金〇〇〇〇〇〇  
円を概算払により交付されるよう請求します。

別紙  
令和4年度

事業名	補助事業に 要する経費	県補助金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残高 (A-B-C)		事業完了予定 年月日	備考
			金額	出来高	金額	月日まで 予定 出来高	金額	月日まで 予定 出来高		
しごの魅力再 発見・地産地 消・食育推進 事業	円	円	円	%	円	%	円	%		

別記様式第8号（第10条関係）

令和4年度しがの魅力再発見・地産地消・食育推進事業実績報告書

番 号  
令和 年 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

申請者 住所  
氏名 （法人にあっては名称および代表者の  
職名・氏名）  
発行責任者・氏名 （自治体にあっては市(町)長の氏名）  
担当者 （法人にあっては発行責任者および担  
当者の氏名）  
連絡先  
電話番号 （自治体にあっては担当者の氏名）

令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号でしがの魅力再発見・地産地消・食育推  
進事業費補助金の交付決定の通知のあったしがの魅力再発見・地産地消・食育推進事業  
について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績の関係書類を添え  
て報告します。

記

関係書類

- 1 実績報告書 ※交付等要綱第6に基づく事業実施計画に実績を記載し、実績報告  
書に変えること。
- 2 収支精算書（別記様式第2の1号）

別記様式第9号（第12条関係）

番 号  
令和 年 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

申請者	住所	
	氏名	（法人にあっては名称および代表者の 職名・氏名） （自治体にあっては市（町）長の氏名）
発行責任者・氏名 担当者		（法人にあっては発行責任者および担 当者の氏名） （自治体にあっては担当者の氏名）
	連絡先 電話番号	

令和4年度しがの魅力再発見・地産地消・食育推進事業遅延等報告書

令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号で交付決定の通知のあったしがの魅力再  
発見・地産地消・食育推進事業の遅延等状況について、しがの魅力再発見・地産地消・  
食育推進事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 遅延等の原因
- 3 遅延等に対する措置
- 4 補助事業の遂行及び完了の予定



別記様式第10号（第13条関係）

番 号  
令和 年 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

申請者 住所  
氏名 （法人にあっては名称および代表者の  
職名・氏名）  
発行責任者・氏名 （自治体にあっては市（町）長の氏名）  
担当者 （法人にあっては発行責任者および担  
当者の氏名）  
連絡先  
電話番号 （自治体にあっては担当者の氏名）

消費税仕入控除税額報告書

令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号で交付決定の通知のあったしがの魅力再  
発見・地産地消・食育推進事業費補助金について、同補助金交付要綱第13条の規定に  
より、下記のとおり報告します。

記

- |  |          |
|--|----------|
| 1 滋賀県補助金等交付規則第13条に基づく補助金の額の確定額<br>（令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額） | 金〇〇〇〇〇〇円 |
| 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額  | 金〇〇〇〇〇〇円 |
| 3 消費税および地方消費税の申告により確定した<br>消費税仕入控除税額                               | 金〇〇〇〇〇〇円 |
| 4 補助金返還相当額（3-2）  | 金〇〇〇〇〇〇円 |

（注）その他、参考となる資料を添付すること。